



北海道における教員レッド・ページ（三・完）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明神, 勲 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00002876

北海道における教員レッド・パージ（三・完）

明 神 勲

（六） 辞職勧告と被勧告者の対応

11月28日、岡村教育長は記者会見に於て「今般道教育刷新の意味において、遺憾ながら26名の教職員諸氏に辞職勧告の余儀なきにいたりました。……慎重に調査し、検討を遂げた結果、これらの諸氏は……（七項目不適格基準の）いずれかに触れたものと認められたので止むを得ず今回の処置をとったものであります」旨の談話を発表した後、当該高校長、地方事務局長等に勧告通知を指示した。該当者に対する辞職勧告は、19日から21日に高校の場合は校長、小、中学校の場合は教育課長、視学によって行なわれたが、この際、処分事由は勿論のこと大部分の該当者には七項目基準のどれに該当するかさえ明示されず、5日以内に諾否の回答を要求するという理不尽なものであった。11月26日、勧告受諾者には依願退職、拒否者には休職の処分（前述の如く1年あるいは2年後に強制退職）が発令された。この時の情景を村山慶太郎氏は「生徒にはもちろん、公式には同僚たちにもお別れの挨拶をする機会もあたえられないまま、3年前、ないないづくしの学校だからと自宅から持ってきた本箱をかかえて、3、4人の若い先生だけが見送ってくれるなかを……職員玄関を出てきた、『笈を負って帰るのか……』ふっとそんなつぶやきをもらしつつも『いつの日か必ず堂々と教壇にもどって見せるぞ！』と自分をはげましつづけていた⁽¹⁾と回想している。こうして26名の教員の一斉追放という戦後北海道教育史上最大の処分が問答無用の形で強行されたのである。

辞職勧告に対する被勧告者の対応は、12月1日現在、北教組調査によると「拒否15名、受諾7名、勧告宙に迷ったもの4名（刑事事件に問われ刑も確定し退職願提出中のもの、退職して本州に7月21日再就職していたもの等、勧告通知交付執行されていないもの）」⁽²⁾とされていたが、道教委『昭和24年度 北海道教育行政概要』（1950年3月31日）は、「退職を願い出た者9名、休職処分の者17名、内12名が目下審査請求の手段中」とし「教職不適格者処分状況書」はそれを拒否（休職）16名、受諾（退職）10名としている。

四 レッド・パージ闘争の成果と問題点

（一） 北教組のレッド・パージへの対応

1 北教組のレッド・パージ闘争方針の特徴

レッド・パージに対する北教組の基本方針は、第11回臨時大会（11月22日）において決定された。この大会の主要議題は、日教組塩原大会決定を確認する第1号議案「日教組大会に関する件」およびその北海道における具体化として第4号議案「労働戦線統一に関する件」（産別系の北海道労

働組合会議からの脱退と合法闘争、国際自由労連加盟、政党からの自立等を内容とする「自由に
して民主的な労働運動」をめざす新労働戦線の結成)であった。路線転換=右旋回を特徴とするこれ
らの議案を絶対多数で決定した後、第5号議案「不当誡首反対闘争に関する件」として次のような
提案がなされた。

一 基本態度 1あくまで組織を守りつつ闘う。2 声明書(11月8日発表——引用者)で明確
にした基本線で闘う。3 今回の如き整理方式には反対する。

二 復職闘争 1本部の闘争 A 勧告理由不明確なるもの、勤務成績不良と認められない者の休
職辞令を撤回させる。B そのために教育委員会の再審議を要求する。C さらに職員委員会に再審議
を要求する。D 職員委員会決定後も反証完備せるものについては早期復職のため闘う。2 全組織の
闘争 A 統一ある闘いを進め反証闘争を本部に集約する。B 大衆の支持を受けて闘う。

三 救援対策 1 教委に次の要求をする A 退職金、住宅問題を有利に措置せしめる。B 就業そ
の他の対策を要求する。2 今回の被整理者に贈るため組合員1人拾円程度の資金カンパを行う。

討議の状況を函館支部の代議員として出席していた佐藤健氏は次のように回想している。

「三百数十名の代議員の大勢は『レッド・パーjuryやむなし。最小限に阻止したのだから』という空
気が支配的であった。……そのなかにあつて国際自由労連加盟をはじめとする運動路線に強く反対
し、レッド・パーjuryに対しても原則的階級的立場で徹底的に闘うべきことを強く主張した少数意見
の先鋒は……北海道大学支部であった。北大支部の太田代議員……栃内代議員、函館の佐藤代議員
らがこもごも立って……レッド・パーjuryの攻撃に一步も二歩も後退するのではなくて、労働者階級
と民主勢力の団結の力で被パーjury者を守り、不退職の決意で断固闘うべきことを主張した。階上に
陣取った北大支部組合員が組合旗を振って声援、代議員席からのヤジ、このなかで熱気こもる激論
数時間の後……(原案が)多数で決定されるに至った。……この決定は、被パーjury者や大会で少数
意見で頑張った代議員になんとも口惜しい思いをさせ、じっと唇をかんで涙をこらえる姿、涙を流
す姿がみられた」⁽⁹⁾

この方針には、処分を「不当誡首」と認定し組織として共産黨員も差別することなく支援し救援
対策、復職闘争を進めるという積極的内容が含まれている。北教組は、処分発表後道教委と3回に
及ぶ団体交渉を行ない被処分者の住宅問題、生活保障、失業対策等の善処を要求する一方、藤原副
委員長を責任者とする対策委員会を設置し実態調査とその結果明らかにされた調査の杜撰さを追求
し処分の撤回を要求した。そして、後には、教育委員会審査において貴重な成果もあげている。

同時に、この方針には「あくまで組織を守りつつ闘う」(大会決定)あるいは「組織をわやにする
ような闘いはしないと(いう)基本線」(「教職員整理に対する声明書並びに教員の身分保障に関す
る法的見解」という表現から窺えるように組織あげての本格的闘争を回避しようとする重大な弱点
も含まれていた。「正しく教員の身分保障を無視する」(声明書)不当処分に反対を表明し「組合員
の地位と自由を守る北教組本来の使命に立ち、あくまでその責任を問わんとする」(同前)としなが
らも、これまで北教組の闘争においてしばしば採用されていたストライキ、大衆動員による団体交
渉、座り込み、署名運動、情宣活動、代表者会議の開催等の闘争方法は「組織をわやにする闘い」
として一切斥けられ、復職闘争は教育委員会審査という合法闘争に限定されていた。また、その場
合も、共産黨員も差別なく支援するという建前であったが実際には必ずしも積極的対応が示されな
かったという問題点を含んでいた。例えば、1950年2月頃、岡村教育長が函館の教育委員会審査請
求者を訪ね退職金増額等を条件に請求取下げを要請したのと前後して大野直司氏ら北教組役員が来

函し同様の意向打診をしたといわれている⁽⁴⁾。また、稚内のI氏は「組合の執行委員やっている人が来たんです。そして……何しに来たかっていうとね、あきらめれっていう引導渡しに来たんです。……当時組合の性格っていうようなものをね、どうも組合っていうのはそういうものかな……何にも頼りにならないものだなあと思った」と語っている⁽⁵⁾。この執行委員は北教組労政部担当のT中央執行委員であったという。さらに、救援対策においても任意カンパあるいは住宅問題、就職問題等に限られ生活保障を含めた本格的救援対策は採用されていなかった。特別審査局は、レッド・ページに対する北教組の動向を「教官辞職勧告に対する反対の色彩は見受けられず道教委へ、今回の退職者に対する退職手当及び住宅問題について充分考慮方願いたいと申し入れを行ったのみでその他特異の言動はなかった⁽⁶⁾」と報告している。この報告は必ずしも信憑性を有するものとはいえないが、北教組のレッド・ページへの対応と基本方針にこのような評価を許容するような弱点が含まれていたこともまた否めない。

26名の一斉追放処分という攻撃に対し北教組がこのような消極の方針で対応せざるを得なかった理由はいくつか考えられる。第一に、北教組は反共主義、合法主義を内容とする民同路線を基本方針としており、レッド・ページへの対応もこの路線の枠内での闘争に限定されていたことである。第二に、より直接的な要因としてC I Cの脅迫により北教組幹部が動揺させられたということがこれに加えられる。脅迫の一つは、既に紹介したように処分前にC I Cが米田書記長をはじめとする大量の組合役員の追放を示唆したことであり、さらに処分後には第二次レッド・ページを示唆していたことである。第二次ページについて佐藤健氏は次のように記している。

「函館支部執行部に衝撃を与えたのは11月19日、辞職勧告がなされた直後の北教組本部からの情報であった。それは『C I Cのリストにのっていた函館関係20名の氏名』と『このうち6名は既に辞職勧告されたが、もし組合が本格的なページ反対闘争をくむならば、残る14名も第二次分としてページする』とC I Cが云っているから、函館支部はこのことをじゅうぶん心得て闘争方針を立てるようという内容であった。同じ趣旨のことが団体交渉のなかで函館市の住吉課長からも話されていたこともあって、この本部からの情報と連絡が函館支部執行部の情報（勢）判断と闘争方針の策定に決定的な影響を与え、守りのたたかひの姿勢を一層強めることになった⁽⁷⁾」

『北教組史』も「当時非常に警戒され、流布された問題に、第二次が用意されているとのことであった⁽⁸⁾」と記しており北教組執行部がこの問題に相当の神経をつかっていたことを明らかにしている。処分前後にわたるC I Cのこのような脅迫は、北教組執行部に、追放を免がれ組織への弾圧を防ぐ為に「共産党員を守ることで、自分たちが『アカの同調者』と見られることを回避したい気持⁽⁹⁾」を抱かせ、その結果、武田証言（第10回公判 昭和40年11月22日）に代表されるように「この事件は、もうこの程度で終熄させるほかない」という事実上レッド・ページを容認せざるを得ない状態に追い込むのに十二分の効果を発揮したといえる。北教組のレッド・ページ闘争の特徴は、処分を不当と声明するだけでなく組織として共産党員も含め具体的な運動を組織するという一定の積極面と同時に、その運動を北教組あるいは執行部がC I Cに共産党の同調者という「誤解」を与えない範囲、すなわち、C I Cの許容する範囲に限定するという大きな弱点を合せ含むものであったといえよう。

なお、この評価をめぐって、最近一つの小さなやりとりがなされた。大野直司氏（当時、北教組書記次長でレッド・ページ対策担当）が「他の多くの組合が『マッカーサーの指令だから仕方がない』とあきらめ顔だったし、共産党も『勝算がない』と投げた格好だった。当時の状況を考えると、北教組はよくやったと思うし……（声明文は）歴史に残る声明書の一つだ。……9人が不利益審査委員会に提訴し、ぼくは代理人として教委と対決した⁽¹⁰⁾」という一文を発表したのに対し、被処分者の

一人であった清野清氏が『他の多くの組合が『マッカーサーの指令だから仕方がない』とあきらめ顔だったし、共産党も『勝算がない』と投げた格好だった』とのべられていますとんでもない話です。……北教組本部自身が、マッカーサーの指令だから仕方がないとして、それこそ『歴史にのこる』弱腰の声明書をだただけで、レッド・ページ反対闘争を本気になってとりくまなかったのが真実なのです。当時、北教組の指導部は、共産党員でなかった人……については、不利益処分審査委員会に提訴して復職させました。しかし、共産党員とはっきりわかっている組合員の場合には、組合指導部はとりあげてたたかおうとはしなかったのです。……当時は、労働者のあいだでは、北教組本部の幹部がC I E……と打ちあわせて、レバ予定者名簿から社会党員やその同調者などを外し、共産党員とその協力者にしぼって首切りに協力したということが広く信じられていました。こうした経過の事実はどうだったのか、……大野氏が、いまこそ勇気をもって事実とその経過を語ることを心から期待する」⁽¹¹⁾ 旨の反論を行った。これに対し大野氏から再反論がなかった為か論争にまで発展せずに終わったが、「北教組はよくやったと思う」という大野氏の回想は、これを他の県教組の対応との対比に限定して考える限り全く誤った評価ともいえない。レッド・ページに対する各県教組の対応は、①被処分者に組合員資格を認め生活保障も含め組織的に教育委員会審査、地労委提訴、裁判闘争等を組織した新潟、京都、秋田、茨城の例外的存在、②組合員資格を認めず全面的な生活保障もしなかったが教育委員会審査、地労委提訴等の支援を行なった東京、兵庫など少数の教組、③一切の支援をせず冷淡な対応に終始した大多数の教組の三つのタイプに整理することができる。北海道はこのなかで②のタイプに属する数少ない教組の一つであったからである。しかし、それはあくまでも日教組中央も含め全体として闘争を回避するという不正常的な状態との対比に限定した場合のみ妥当することであって「組合員の地位と自由を守る北教組本来の使命に立」(声明書)った場合は「当時の事情を考える」にしても手放しで「よくやった」という大野氏の評価に同意できないことはこれまでの叙述で明らかにしてきたとおりである。大野氏の反省を欠いた自画自賛的回想は、清野氏の逆に一面的評価を誘発することになった。

2 地区協議会・支部の対応

当時、北教組は〈本部——地区協議会(支庁単位)——町村支部〉、〈本部——市支部・北大支部〉という組織編成をしていたが、被追放者26名の属する9地区協議会、8市支部はどのような対応をしていただろうか。結論からいうと、被追放者を支援する一定の体制を組織したのは函館市支部、十勝地区協議会位で他は冷淡な対応に終始し支援することがなかったということである。

村山慶太郎氏は網走市支部の執行委員・青年部長であったが、執行部は処分後彼を含めた執行委員会を開くことなく学校班の全員集会を招集し三役が「これはとりあげない……すべてに超越したマ司令なんだから」⁽¹²⁾と断を下し「学校を追われた日以降、一度も北教組から、私をたずねてくれたことがなかった。組合文書も、そしてやられたことすら知らなかった救援カンパも見たことがなかった」⁽¹³⁾と当時を回想している。彼には教育委員会審査についても全く説明されることがなかった。また、留萌のB氏は、これについて「北教組がまあ形式的にね……『まあ、人事院に提訴するならしてみてもいいんだけどおそらく無理だろう』と行って家に来た記憶ありますね。留萌支部の人でないかと思いました。……私は、ただ非常にこう残念なのはね、北教組がね、そういうものに対しては……我々サイドでなかったということは言えるね。はっきり言ったら、いわゆる反共だったですね。それは明確なものを感じています。……だから、なんもたいした期待もかけてなかったし提訴もしなかったんです」⁽¹⁴⁾と語っている。さらに、帯広市のC氏は、退職勧告受諾後に支部役員が訪れ、まず「共産党員かどうか」を問い「党員でない」と答えると辞表撤回を勧めたが、C氏は休職期間の

存在を知らず退職願を撤回すると免職になると思い違いしており、また、教育委員会審査についても説明されなかった為、撤回後の展望をもてなかったのにこれに応じなかったという。それ以降、組合からは一切の連絡がなく「『この件については自分は努力できないからこないでくれ』って言うんです。当時はそういう人多かったです。組合役員も、そして『あいつは赤い教育やったんで首になったんで、組合運動やったためになつたんでない』ってそんな考え持つ人が多かったもんね、……視学の方でもそういうこと発言したらしいんだ、『組合を弾圧したんでない』と」⁽¹⁶⁾と語っている。戦後いち早く組合結成に奔走し帯広市支部、北教組育ての親の一人であり、また、日教組結成にも尽力したC氏は、その組合の消極的で冷淡な対応に無念の悔しさを一人かみしめざるを得なかったにちがいない。

このような状況は当時の地区協議会・支部において見られた支配的傾向であった。ここでは、北教組の方針の弱点が拡大された形であらわれており、それが含んでいた一定の積極的側面さえも生かされていなかったのを見ることができる。函館を除き各地に点在していた被追放者たちは、こうして組合からも事実上みはなされ、他に誰が処分されたかも知らず、連絡、協議もできない孤立無縁状態のなかで辞職勧告に対する対応を追られ展望を見出せないまま無念の想いを抱きつつ追放されていったのである。

これに対し函館支部は、不十分ながら組織的に支援体制を組織した例外的支部であった。それは、7名という大量の被処分者をかかえ、また、被処分者3名が支部常任執行委員であったことにあらわれているように民間路線に対抗する勢力が一定の力を保持していたという事情によるものであった。被処分者たちは勧告直後に不当処分として支部に提訴し勧告撤回と救援を要請した。執行部は直ちに人事委員会を招集し「不当人事判定のための特別委員会」を設置、個人々につき同僚、父母を対象に調査活動を実施した結果、6名につき「不当人事」の判定を下した。これをうけて執行部は北教組本部に処分撤回と教育委員会審査請求の手続をとるよう上申し、その後の闘いの進め方について支部委員会（約170名からなる支部決議機関）にはかることにした。ここでは「『今度の休職処分は……C I Cの指示によるもので如何ともなしがたい性質のものである。本部のなみなみならぬ努力によって最小限にいとめたのだから、第二次処分を出さないことを最重点とする対策をたてること。再審査斗争の支援・退職金の増額など出来る限りの努力はするがそれ以上の闘いはしない』という多数意見。『……レッド・ページは絶対容認できない。本人を組合員として身分保障をし、完全救援によって生活権を守り、労働組合や民主勢力と共闘してあくまで原則的に闘うべきである』とする少数意見」⁽¹⁶⁾が激しくたたかわされたが、結局、多数意見が方針とされ、北教組声明をほぼ踏襲した声明書を採択して大会を終えた（11月25日）。第二次レッド・ページの示唆が決定的な影響を与えていたことはいまでもない。このような闘争方針に対し「ページされた人たちや日本共産党函館地区委員会、民主団体などから厳しい批判や非難が浴びせられ、支部長、書記長らは再三にわたってこれらの人たちから闘いの強化を要求され、時にはつるし上げに近い状態で迫られたこともあった」⁽¹⁷⁾という。

（二）共産党の対応とその問題点

レッド・ページのターゲット（標的）とされ多くの犠牲者をだした北海道の共産党はこれにどう対応したのだろうか。共産党北海道委員会のこれに対する方針は『北海新報』（北海道地方委員会機関紙）主張「奈落の教育をすくえ」（1949年11月25日付）に示されている。

「戦後のニセ民主主義の政治のために……学童は、学力低下と体質低下、不良化のためにいたまし

い苦痛をうけている。六三制はかたちをかえた強制寄附でささえられているものの、教育の中味をのぞいたらゾッとする程恐ろしい状態におちこんでいる。……ガイダンスだ、コア・カリキュラム……だのと役にもたたぬと文部省の役人まで嘆いている『新教育』⁽¹⁸⁾……こんな状態におかれて……一声あげれば、学童も父兄も先生もたちあがる状態にある……だまっていられない、この気運のなかから、共産党や進歩的教員の諸君が圧迫に抗して、大衆の要求を代弁したのだ。……これは(処分は)あきらかに民主主義に対する圧政……自由な民主教育にたいするファシズム的攻撃である。……われわれは今回の闘いを全道的に、すべての学童、父兄姉、先生、大学教職員、インテリゲンチヤはもちろん、労働者、農民を中心にして的に闘いぬかねばならない。これはただ首切りをてっかいさせるだけでなく教育を復興させるたたかいである。すべての教育者の被教育者の日常の要求をたたかいとるための闘いである。大衆的な辞職反対訴願運動にたたなければならぬ。……共産党はその活動の先頭にたたねばならぬ」

ここには、レッド・ページの本質規定の曖昧さや主観的で一面的な情勢把握などの不十分さはあるが、処分に対する強い抗議と闘いの意志表明、闘いの観点に関するそれなりの正当さを含む指摘を見ることができる。しかし、その後の経過においてこの方針にもとづき闘争が組織されたとは到底いい難い。たしかに、北海道地方委員会は、処分発表当日、早速道教委に抗議を行ない「今度の首切りの適否は全教育委員列席の訴願委員会で證人をだし十分時間をとって具体的な審査をさせる」旨の確約をさせたというし⁽¹⁹⁾、2日後の21日、道民主協議会幹事会⁽²⁰⁾においてこの件を提案し幹事会は「一、22日岡村教育長と会談しこの基本方針(「学問、思想、良心の自由はあくまで確保されるべき」——引用者)について了解しあう、二、具体的問題を調査して不当なものに対しては効果的な訴願運動を起す、三、道会では社会党を通じて質問する、の方針を決定した」という⁽²¹⁾

(これに基づいてか、11月26日の道議会予算委員会で社会党の西村議員が質問をしている)。また、被追放者の属する地区委員会も宣伝抗議活動を行なっている。例えば、斜里では共産党主催の公聴会をもち80名の町民、労働者、生徒が復職運動を申し合わせており⁽²²⁾、稚内では市教育課長、校長に抗議すると共に市内に壁新聞を貼りパンフレットの配布を行なっている⁽²³⁾。留萌では復職要求の署名運動を行ない、函館では市教育課への抗議活動、ピラ配布等の活動を行なっていた。しかし、これらの運動は一時的カンパニアとして終り、継続的、大衆的な運動として組織することに成功していない。また、方針の一つとされていた訴願運動=教育委員会審査に対する取り組みも消極的であった。審査請求をした党員は8名であったが(他に札幌のN氏が審査を求める訴願書を道教委に提出していたが正式に受理されていない)、このうち村山氏は書面審査のみ、石狩のF氏は途中で取り下げ函館の6名は後述する事情はあったにしろ1回も公開審査に出席することがなかった。

レッド・ページ闘争を効果的に組織しえなかった最大の要因は、闘争の当事者組合たる北教組が合法闘争の名の下に大衆の闘争を拒否し、さらに民主的戦線、特にその中心部隊である労働組合運動の隊列の分裂、反共・民同勢力の主導権確立という状態のなかで攻撃に対し統一して対抗しえないという当時の客観的条件に求められる。この頃、北海道の有力単産の北海道労働組合会議からの脱退が相次ぎそれが半ば崩壊状態に追い込まれる一方、「民主的にして自由な労働組合運動」を標榜する新労働戦線結成の潮流が支配的となっていた。ここには共産党が如何に努力しようと容易に動かし得ぬ厚い壁があり「一声あげれば……たちあがる状態」(主張)とは程遠い厳しい条件が存在したのである。

しかし、その要因をこのような条件のみに還元することはできず共産党自体の側にもそれを求めなければならない。北海道地方委員会が教員レッド・ページの闘いを軽視ないしは無視していた訳

でないことは、その機関紙に繰り返しこれに関する記事、主張を掲げ⁽²⁴⁾、先に紹介したような一定の行動を行なっていることから窺える。また、被追放者は再三にわたる離党を含めた誘惑、脅迫に屈せず困難な道を選択する勇気を示していた。しかし、具体的に闘争を組織するための統一の方針、指導は全くといってよい程欠如していた。それは、北海道地方委員会の組織的力量を含めた特殊な事情というより当時の共産党全体の方針、指導にかかわる問題であった。「共産党の戦略方針の不明確さは、たたかひの展望が明らかにされず、レバに対する全国統一した方針をもてなかった。したがって、具体的なたたかひ方についても明確にされなかった。レバはアメリカ占領軍の指示だから、基本的にたたかう以外ない——それ自身は正しいが——ここから直接的に具体的なたたかひ方、戦術を軽視する」⁽²⁵⁾という指摘にみられるように当時の共産党の革命路線の誤りに結びついた戦略・戦術上の弱点の反映であった⁽²⁶⁾。すなわち、「RP（レッド・ページ——引用者）、定員法の無効は革命なしには実現しない」⁽²⁷⁾という一見戦闘的に見えるが実際には具体的な闘争の組織を軽視する右翼的戦術としてあらわれていた。これは、教育委員会審査、裁判での闘いを「合法主義・日和見主義としてしりぞけ」⁽²⁸⁾積極的に位置づけることができなかつた点にもあらわれていた。清野氏は「処分したものがつくれた権力側の審査委員会に出て何の利益になるだろうか、という思想があった。……合法的なもの、不充分であっても運用できるものは一切活用し、敵の矛盾、弱点を拡大し、味方の戦線を拡大していくたたかひの弁証法も身につけていなかった」⁽²⁹⁾弱点を指摘している。さらに、北教組の消極的姿勢に機械的に反発し限界はあれその方針が含んでいた積極的側面を評価しそれを拡大する方向で組織的に闘いを展開する観点が欠如していた、という問題点もあった。これについて清野氏は「積極的に組合の姿勢を正し、共にやろうじゃないかという側面が、今考えてみますと弱かった」⁽³⁰⁾とし、村山氏が「若し反発だけがあって、こんなもの頼りにならないということで」⁽³¹⁾「権力と共に、組合にも背を向けて1回もふりむこうとしなかった」⁽³²⁾未熟さを反省点として指摘している。

なお、共産党がレッド・ページ闘争の弱点と誤りを総括し新たな闘争方針を提示するのは、1956年になってからである（注28参照）。

（三）教育委員会審査請求における成果

教育委員会審査の請求者は、佐郷屋武夫（十勝）、佐々木トミ（石狩）、F（石狩）、村山慶太郎（網走）および函館の井上一、大場仁一郎、水野憲、清野清、宮野千秋、阿部弥栄子の各氏であったが、このうち村山氏は網走市支部の援助を受けられず公開口頭審査の存在を知らなかつた為、単独で書面審査を請求していたので北教組支援の請求者は9名であった。

第1回の審理は1950年2月に開かれたが、函館の6名は出席せず、F氏も終了後「やってみても見込がない」⁽³³⁾と取下げを通告した。4月25日の第2回目の審理にも函館の6名は都合が悪いとして延期を申し入れ欠席した為「いわゆる共産党員と自称する者は全員その姿を消し」⁽³⁴⁾、以降の審理への出席は佐郷屋、佐々木両氏のみとなった。審理は公開口頭審理とされ「教育委員が裁判官的な立場で審査司会に当たり、教育長が検事的な立場、大野、松田両中執が弁護士の立場で……たがいに証人を申請、証言を得て審査を進めるという方式」⁽³⁵⁾で北教組役員等が傍聴するなかで進められた。2回の審理の後、請求棄却（処分妥当）の判定がなされた。これに対し北教組が「教委の判断遺漏」「教委の調査が行われていないこと」等を理由に再審査を要求した結果、道教委はこれを容れ異例ともいえる再審査を決定した（7日）。再審査審理の特徴は、これまで事務局の恣意的調査結果を形式的に承認してきた教育委員が自ら直接調査をしそれを判断材料にするという積極性、主体

性を発揮したことである。これについて本間喜八郎氏は「教育長の出された調査内容に疑問があったんで、教育委員会では、再度教育委員自体が調査することになって、佐郷屋という人については私が調査委員になって、現場に参って調査しました」「私の調査は、佐郷屋さんの勤務している学校の小使さんとか一緒に勤めている先生とか生徒、それからPTAの役員でない一般P・T・Aというふうに今までの調査の方向と逆の方向から調査しました。そうしたら……教育長の調査と全く反対の調査が出てきたと思います」（傍点、引用者）と証言している（第7回公判）。この結果、教育委員会は1950年8月30日に両人の請求を容れ「処分取消し（現職復帰）」という画期的な判定を下し、処分の誤りを認めた。こうして北教組の復職闘争は2名だけだったとはいえ貴重な成果をあげることになった。これは、北教組の組織的支援および請求者の熱意による成果であると同時に、これまでの事務局主導から、この件に関して初めて示された教育委員の主体性を発揮した教育委員主導の行政執行パターンへの転換によってもたらされた結果でもあったと考えられる⁽⁶⁶⁾。

一方、審査請求をし審理に一度も出席することのなかった函館の6名については、処分取消しがなされず判定の結論も曖昧なまま終結するという奇妙な結果に終わっている。これについて道教委は、最初の教育委員会審査では棄却の判定を下し判定書を交付しており、再審査請求はなされていなかったと主張しているが（札幌地裁 道教委準備書面 第3回）、函館の6人はいずれも判定書を受理していない。審査請求については原告側証人の証言にもくいちがいが見られる。大野直司氏は、最初の教育委員会審査において函館の請求者に棄却の判定がなされたので第2回の教育委員会再審査に函館の6人を含めて審査請求したが審理に欠席の為、函館の対策委員会に間合わせたのはっきりした意思表示がなかったので「一応あきらめたのではないかという判断から、その後函館の方に連絡することなく過ごしてきた」旨の証言をしている（第10回公判）。これに対し佐藤健氏は、教育委員会審査および再審査の間（1950年2月～8月）、北教組本部から審査について連絡があったのは4月25日の件（教育委員会審査の第2回公開審理）のみで、この時申請者の都合で延期を申し入れた後は全く連絡がなく、次には9月頃、再審査を継続する意思の有無の確認がありこれに対し再審査を要請したのであるがその後一切の連絡がなく推移した旨の証言をしている（第4回公判）。函館の申請者はその後も直接あるいは函館支部を通じて本部に再審査について問合せをしているが明確な結論が得られないまま立ち消えになったようである。

こうして函館の6人の審査は、北教組本部、函館支部、申請者の間の意思疎通を欠いたまま先のような結果に終わった。これは、北教組本部が共産党員の審査については消極的であり、函館市支部も「CICに……三役も呼ばれて……救済の運動をやること自体も組合の存亡に関係するぞというようなことも言われ」⁽⁶⁷⁾る中で同様の姿勢であったことと同時に請求者（共産党員）たちが教育委員会審査の場での闘いを積極的に位置づけられなかったというそれぞれ弱点が複合してあらわれた結果であった。もし、函館の請求者が審査の闘いを重視し積極的姿勢で臨んだなら北教組もこれを支援する方針であり、教育委員の主体的判断も期待できたのであるから復職を勝ち取る可能性が全く考えられない訳ではなかったのである。

五 レッド・ページの影響

(一) 教員内の共産党組織の壊滅

当時の教員内における共産党員の数は不明であるが、各地での聴取りの結果を総合するとおおよ

そ50名以上、100名以下の数であったと推測される。追放された共産党員は14名であったから、当時の共産党員の全てが追放された訳ではなかったし、特別審査局に登録していた党員でも追放の対象とならなかった者も存在した。

しかし、レッド・パージ宣伝がなされそれが必至といわれた9月～11月の間に離党者が続出し、レッド・パージ後には共産党の分裂、弾圧という条件も加わりこの傾向が加速され、僅かに残った者も沈黙、無活動状態に陥ることになり、結果的には、教員内の共産党組織は半ば壊滅状態に追い込まれることになった。これについて村山慶太郎氏は、網走の実態を次のように語っている。

「(全員が)パージ受けなかったですけども、まあ、皆ひっそりかんですわ。……もうみんなパーッとさっきいったように……まあ翌年の4月頃までの間には離党するのやら転勤するやらで本当に雲散霧消ですわ。だから、教員のなかに入党するなんてのは絶えてなかったです。……だから、網走の党の教員組織が再建されるのは昭和35年……安保闘争以降ですわ。約10年の空白。それは後で入党した人がみんないますけれど、みせしめだって、私が。私が勇敢に闘っている姿、まあ日雇になってモッコかついだり、ほっかむりして……。一つには頑張ってるなっていう……慰めなんだけど、また一つには、ああなるんだっていうね、みせしめ……。まず網走市はもちろん管内(網走支庁内)でもゼロとっていいですなあ。……根こそぎですね。……パージされたのは僅かなんだけど影響というのが、すごい影響ですね」⁽³⁸⁾

(二) 教職員組合運動とレッド・パージ

日教組塩原大会(1949年11月)は『『右旋回』の大会といわれたように、別府大会で共産党大量入党のデモンストレーションを受け、飯坂大会でさらに左派から運動方針の全面的組みかえまで要求された中央執行委員会の多数が、これまでになく意志を統一し、社会民主主義的な労働組合に塗りかえた転換の大会』⁽³⁹⁾であった。別府大会(1949年2月)において50%弱、飯坂大会(1949年5月)に40%近くの勢力を占めていた所謂左派勢力は、塩原大会の時点では10%近くに急転落し民同派の確固たる指導権が確立した。この要因は運動自体の内部に胚胎されていたものであるがそれを主導したのは、1949年の初頭に降臨者となった占領軍による教職員組合運動への干渉、弾圧、誘導政策、その頂点としてのレッド・パージ攻撃であった。

北教組は一貫して日教組内の主流派(民同派)の有力教組に属し、塩原大会における路線転換にも重要な役割を果たしていた(高田氏が日教組書記長、米田氏が大会運動方針小委員会委員長)。また、北教組内においても民同派に同調するものが圧倒的多数であって、いわゆる左派が影響力をもっていた地区協議会、支部は北大支部、函館市支部のみであった。従って、日教組全体の傾向にみられるように占領軍の一連の弾圧政策、レッド・パージ攻撃によって運動路線や勢力バランスが大きく転換するということとはなかった。しかし、その影響力が皆無であったという訳ではない。

既述の如く、C I Cは1948年暮頃から北教組幹部を度々呼びだしあるいは組合事務所にのりこみ北教組内の共産党員、支持者の数や氏名等について尋問をしたり、組合役員から共産党員の排除を指示する等の干渉を行ってきた。⁽⁴⁰⁾この過程では執行委員会での次のような光景もみられたという。

「昭和24年正月、横路節雄中央執行委員長が突然執行委員会の招集を行った。そうして約40数名の委員一人一人に対して共産党の党籍の有無をたしかめる尋問が始まった。順番を数えると私のところに来るのは二十数番目であったので……『私のことを確かめたいための会議であると思うので、時間の節約上発言を許していただきたい。だが私は共産党員でない。……』と公言した。……会議は私

の答弁で簡単に終わった。後でわかったのだが、軍政部が委員長、副委員長その他数名を呼びだして『キャンセル・ミズノ＝水野を（中執）から消せ。さもないと教組に弾圧を加えるぞ』と言われたのであった。この年4月私は中執を退いて支部に戻ることになった⁽⁴¹⁾

このような攻撃策の継続、大規模な組織化としてなされた攻撃がレッド・ページであった。被追放者は結果的には26名という比較的少数に留まったが、この数だけを取りあげ、あるいはこの中に北教組幹部が含まれていないことをもってそれが教職員組合運動に与えた影響を過小評価するのは誤りである。

9月初旬に約300～400名のC I C追放リストが存在し、このリストに米田書記長をはじめとする組合幹部の多数があげられていたこと、そしてこのリストの削減が道教委、北教組の大規模な調査・点検活動によって進行し、この間「赤い教員追放」宣伝がなされていたという処分に至る2ヶ月半の経過の中で形成された社会心理とでもいうべきものの影響こそ重大であったと思われるからである。ここでは多数の組合活動家、組合員に直接にしろ間接にしろ「思想が赤くないこと（共産黨員あるいはこの支持者でないこと）」の証明・弁明が求められたのである。それは草の根からの「踏絵」工作、反共ローラー作戦の機能を果し、その結果、共産黨員、支持者であることは勿論のことそうであるとみなされることへの不安、恐怖、それを避けようとする心理、気分が深く個々の教職員、組織をとらえていったであろうことは想像に難くない。その意味では極端にいうと最終的に追放者が1人もいなかったとしてもレッド・ページ攻撃は十分な影響力を行使したともいえる。米田書記長をはじめとする北教組本部、地区協議会・支部の役員の多数が共産黨員あるいはその支持者であるとC I Cが真面目に考えていたとは到底考えられない。それは、彼等に追放を示唆した場合どのような対応をするかを充分計算し、レッド・ページへの事実上の協力を強いるのみならず反共路線を一層鮮明にすることを誓わせる巧妙な策略であった。

次に、追放に伴う直接的結果として北教組内の戦闘的活動家の一定数を失ったということをおげることができる。これを函館支部に限定してみると、井上氏は函館支部結成の中心人物で書記長（1946年度）、副支部長（1947年度）、支部長（1948年度）を歴任し当時函館地方労働組合会議議長、水野氏は北教組中央委員（1948年度）、副支部長（1949年度）、大場、清野、宮野の各氏は当時支部常任執行委員という経歴を有していずれも当時のすぐれた教組運動指導者であった。既述のように、当時の北教組内で函館支部は北大支部を別にすると民同的路線に対抗していた唯一の支部であったが、⁽⁴²⁾レッド・ページにより彼等が追放された後は「C I Cや函館師範閥の有力幹部等の意向に動かされて函館地方労働組合会議の方針を極左偏向ときめつけ反共主義の姿勢を強め……地域の労働戦線分裂の先頭をきる」⁽⁴³⁾路線に転換することになる。さらに1951年4月からは北大支部が北教組から分離（地公法による法内組合化のため組織再編成）することによってそれは皆無となった。北教組内に民同的路線に対抗する最初の小さな勢力が再び登場するのは、レッド・ページから10年を経た勤評・安保闘争以降の時期においてであった。

（三）教育研究・実践運動とレッド・ページ

レッド・ページは、教育基本法第8条の歪曲解釈による「偏向教育」攻撃、校長の意向に沿わない者を学校運営の非協力者とする非民主的学校の運営の許容、PTAの保守的な一部役員の意見によって父母に信用なしと断ずる事例等にみられるように学校教育全般にかかわる問題を含んでおり、その影響力は教育研究・実践、学校運営、PTA活動等広範な領域に及ぶものと思われる。ここでは、教育研究・実践の領域にかかわる事例の一つとして日本民主主義教育協会函館支部の問題

をとりあげたい。

日本民主主義教育協会（略称・民教協 1947年12月結成）は、教労・新教、生活綴方運動等戦前の教育活動家を中心に民主教育協会（略称・民教 1946年4月結成）の発展的解消の末組織された民間教育研究団体であり、I F E Lをはじめとする官製伝達講習会を通じ上からの「新教育」の普及が組織的に展開されようとした時期に「新教育」の非科学性、非系統性およびその反人民性を批判⁽⁴⁴⁾し「真に進歩的、民主的、科学的な教育の確立とその普及」（綱領）を主要な課題として活発な活動を展開した。それは、「敗戦直後における民間教育運動の中心的存在」⁽⁴⁵⁾で最盛時（1948年3月～6月）には「会員は全国で三千名をかぞえ、（機関誌『あかるい教育』の）読者数も一万数千をこえた」⁽⁴⁶⁾といわれている。しかし、「『民教協』は、アメリカ軍政部や文部省からはもちろん、日教組からも警戒の眼でみられ……軍政部の弾圧をうけ、1949年末にはその活動の停止を余儀なくされた」⁽⁴⁷⁾が、その活動は「当時、『上からの』教育民主化にたいして、いわば『下からの』批判と要求とを意味し……後の民間教育研究運動の発生をうながす」⁽⁴⁸⁾ものと評価されている。

「新教育を理解せず又はその促進を阻害する行動のあったもの」という項目がいくつかの県においてレッド・ページの基準にされていたが、⁽⁴⁹⁾それは民教協と無関係でなかったと思われる（前号のレッド・ページ基準の評価ではこの項目に注目しておらず不十分な記述であった）。「占領軍によって会員名簿が奪われるという出来事によって、実質的解散に追いこまれ、また、レッド・ページの方法としてその名簿が使われるという事態を生み出した」⁽⁵⁰⁾といわれているが、「新教育」の普及、徹底を教育政策の至上課題としていた占領軍にとって民教協はまさに「新教育を理解せず又はその促進を阻害する」団体であり、レッド・ページはその暴力的排除をめざすものであった。「新教育」の普及、徹底は、二つの方法、すなわち、I F E Lに代表される講習会、図書・出版物の普及といういわば非権力的な指導・助言による方法とその「阻害者」（批判者）の弾圧・追放という暴力的方法を駆使して遂行された。その意味でレッド・ページは、組合運動のみならず教育研究・実践運動にも深くかかわるものであったといえよう。

民教協函館支部は、全国的に民教協が衰退期に向っていた⁽⁵¹⁾1948年10月に第1回発起人会を発足させ翌11月6日、49名の会員で発足した。⁽⁵¹⁾その後の民教協函館支部の概況について井上一氏は次のように証言している（第8回公判 昭和40・8・30）。

問（原告代理人） それ（民教協——引用者）は全国にありましたね。

答 ええ、北海道は個人加盟しておりました⁽⁵²⁾……私のしておりましたのは、大体100名くらいでして、その会長を私がしておりました。その中には、学校長もおりましたね。そのほか、将来の教育会（界）を背負って立つような方々も多数おりました。……

問 日本民教協の函館支部長をしていたと申しましたけど、その中に、原告もメンバーとして、はいておりましたか。

答 みんなメンバーでした。大場君については、たしか書記長をしておりましたね。……

問 民教協の会員として校長も参加していると申しましたね。

答 校長もおりましたし、当時の……函館管内での教育に熱心な方は、大体参加しておりました。ですから、一時はかなり影響力はあったと思います。……

問 民教協としましては、アメリカの教育方式でありましたデューイの経験主義学習に対し、一応の批判は持っておりましたか。

答 持っておりました。……もちろん、デューイの教育理論の中には、多くの採るべきものはありました。しかし……科学的、系統的なものでなく、即物的なものを持った教育であった……ということから、デューイの新教育理論を批判し、問題の提起をしておりました。

問 終戦後、コアカリキュラム方式を採用しましたが、その後大分変わってきましたね。

答 そうです。当時もかなり批判ありました。占領下でもありましたし、はっきり発表できなかったものです。……

問 民教協の団体が赤いというようにレッテル貼られたことはありませんでした。

答 レッド・ページのありますまでは、そのようなことはありませんでした。

問 ページのあとはどうなりました。

答 その後脱会を申し込む方もありましたし、自然に解散するようになりました。

井上証言は、戦後民主教育の模索期にあって民教協がセクト的な小グループとしてではなく校長も含め教育に熱意をもつ教師たちを会員とし函館の教育研究・実践運動を主導する大衆的研究団体として活動をしていたことを明らかにしている。「大体 100 名くらい」の会員（井上証言）というと、当時函館市の国公私立の全教員数が約 1,700 名位であったから、量的には相当の数であり、また、それに参加した会員の質から推して「かなりの影響力はあった」（同前）ことは充分窺うことができる。恐らく、全国の民教協の中でも当時最大の支部ではなかったろうか。民教協函館支部は、発足後、『あかるい教育』函館版を出し、さらに第 1 回例会『民主主義について』、第 2 回『PTA の民主化について』等の活動が行なわれていた⁽⁶³⁾とされているが活動の詳細はまだ明らかにされていない。井上証言にみられるように「新教育」の批判的検討と科学的、民主的教育研究という方向を目差しつつも、当時は、佐々木与吉証言（第 7 回公判 昭和 40・7・19）にみられるように「新教育」の矛盾、克服を必ずしも意識せず「新教育」も含めて民主教育の内容と方法を模索する広範な要求、エネルギーに支えられた組織実態のようにも考えられる。

ともあれ、レッド・ページによる民教協幹部の追放、民教協に対するアカ攻撃が強められるなかで民教協函館支部は、1 年の短期間の活動をもってその可能性が開花する以前に消滅させられることになった。因みに、函館においては、その後現在に至るまでこのような規模と性格の民間教育研究団体の再建に成功していない。

小 結

レッド・ページを頂点とする占領軍の干渉・弾圧政策が、教職員組合運動、教育研究・実践運動に及ぼした影響は、

(1)「上からの」教育改革＝占領教育政策の矛盾・限界を認識しはじめその批判・克服を志向していた自覚的な「下からの」教育改革の有力なない手を排除し、そのいくつかの陣地を壊滅させ運動を挫折せしめたこと、

(2)これと関連しさらに重要なことは、北海道全体の教職員あるいはその組織のなかに「アカ」とみられることの恐れ、それを回避しようとする心理、行動あるいはより積極的に反共的意識、気分を醸成・強化することによって、組合運動、教育研究運動のよって立つ広い土壌の胎内に未発の形で潜在した改革志向・エネルギーを窒息させ、また、新たな改革主体の出現とその影響力が行使される可能性を未然に摘みとったこと、の二点に要約することができる。

従ってページ (purge = 追放、一掃、除去) されたのは、実は、被追放者 26 名というよりも、当時その姿をあらわしていた小さくはあるが若く生命力の強い「下からの教育改革」推進の主体であり未発のあるいは未来の運動の芽とエネルギーであった、といえよう。

組合運動における「自由にして民主的な労働組合運動」を標榜する路線（民同路線）の確立、教育研究・実践運動における「新教育」の普及、徹底という占領教育政策は、これらの主体、芽、エ

エネルギーを暴力的におしつぶしその屍の上に聳え立つことになったのである。

附記——本稿で主題とした処分が、所謂「教職不適格者」の排除ではなくレッド・ページであったことは、これまでの検討によってほぼ明らかにされたと思うが、紙幅の都合上、個々人の処分事由・事実の検討は割愛せざるを得なかった。処分事由・事実は存在せず、逆に彼等の大部分が優れた教師であったという論拠と結論をもっているが、これについては別の機会に果したい。

〈注〉

- (1) 村山慶太郎「レッド・ページされた私と白鳥事件村上国治さんのたたかい」（タイプ刷 未公刊）。
- (2) 北教組『北教組史 第二集』 307頁 1964年。
- (3) 佐藤健「思想弾圧と教育労働者のたたかい」（北教組法制部『レッド・ページ事件・武佐中学校事件最高裁不当判決抗議総括全道集会報告書』 1974年）23—25頁。
- (4) これについて北教組・前掲書は「この間、大野書記次長、松田情宣部長を函館に派遣し、事情調査を行なった。（後年復権申請をなすに当って、とりさげ方の話があったと申しててているのは事実と反する。）」（309頁）としているが、当事者の井上一氏（筆者との面談、1974年1月20日）、清野清氏（『赤旗』 1980年9月20日付）、佐藤健氏（北海道教育運動史研究会第3回例会報告 1972年9月28日）らは共通してこの事実の存在を指摘している。
- (5) 筆者との面談（1973年10月21日）。
- (6) 内閣特審局「教育界の動向 三教員整理の進行状況について」（『内閣特審資料』）。なお、これは宮原誠一・他編『資料 日本現代教育史 2』（1974年 三省堂） 158頁よりの重引。
- (7) 佐藤健 前掲論文 13頁。
- (8) 北教組 前掲書 307頁。
- (9) 佐藤健 前掲論文 13頁。
- (10) 『毎日新聞』（道内版） 1980年9月16日付。
- (11) 『赤旗』（道内版） 1980年9月20日付。
- (12) 筆者との面談（1973年10月21日）。
- (13) 村山慶太郎 前掲論文。
- (14) 筆者との面談（1973年10月24日）。
- (15) 筆者との面談（1973年8月10日）。
- (16) 佐藤健 前掲論文 19頁。
- (17) 同上 21頁。
- (18) 共産党の当時の教育政策については未検討であるが、この主張では「新教育」批判を公然と行なっている点が注目される。
- (19) 『北海新報』 1949年11月21日付および『アカハタ』 同年11月23日付。
- (20) 幹事会は、『北海新報』（1949年11月28日付）によると「労農党（鹿士）社会党（藤沢）共産党（西館、宮川）農民新党（青山）北労（山田）全官（上田）開拓者連盟（信夫）など」とされており、統一戦線組織の一つであったと思われるが実態は不明。
- (21) 『北海新報』 1949年11月28日付。
- (22) 同上 12月16日付。
- (23) 同上 12月7日付。
- (24) 『北海新報』（3日刊）は、10月から12月の間に15回（22件）にわたり主張および各地の動向をとりあげている。
- (25) 清野清「レッド・ページ反対斗争の教訓と展望」（タイプ刷 未公刊）。
- (26) このような誤りの一つとして、「団体等規制令」に対し「反対斗争を組織せず、その規定に従って十万をこえる党員を特別審査局（公安調査庁の前身）に登録し、党組織の主要部分を敵にみずから暴露する誤り」（日本共産党

- 『日本共産党の50年』 128頁—129頁 1975年 新日本出版)があった。登録名簿は当然のことながらレッド・ページに利用された。
- (27) 『アカハタ』 1956年12月28日付。なお、これはレッド・ページ闘争の誤りを総括するなかでその一つとして指摘しているものである。
- (28) 桜井秀治「レッド・ページ反対・復職斗争」(『前衛』 1956年7月 第118号) 73頁。なお、桜井論文は、共産党がレッド・ページ闘争の誤り、弱点を総括し新たな闘争方針を提示した最初の論文であり、以降、共産党はこれを『アカハタ』(1956年12月28日および29日付、1957年1月4日付等)でとりあげ、1957年1月には「R P、定員法反対復職斗争全国活動者会議」を開催し総評に統一行動、協力の要請を行なうなどの活動を展開しはじめた。
- (29) 清野清 前掲論文。
- (30) 清野清証言(第10回公判 昭和40・11・22)
- (31) 筆者との面談(1973年10月21日)。
- (32) 村山慶太郎 前掲論文。
- (33) 大野直司証言(第10回公判 昭和40・11・22)。
- (34) 北教組 前掲書 310頁。
- (35) 同上。
- (36) なお、佐郷屋氏、佐々木氏が共産党員でなかった為か審査に対してC I Cの干渉がなかったこともこのような結果を導きえた条件であった。
- (37) 清野清証言(第10回公判 昭和40・11・22)。
- (38) 筆者との面談(1973年10月21日)。
- (39) 日教組『日教組十年史』 165頁 1958年。
- (40) これまで紹介した事例の他に「23年当時の北教組教文部長は松田善雄氏であったが、視聴覚教育の事で、道教委松本社会教育主事と懇談した際、同席していたC I Eから雑談的に、北海道の教員の共産党員は何人位いますかと聞かれた」ということもあったといわれている(大野直司「不当判決に寄せて」北教組法制部・前掲書所収)。
- (41) 水野憲「キャンセル・ミズノ」(タイプ刷 未公刊)。
- (42) ただし、左派が完全に指導権をにぎっていたのではない。当時北教組内に存在した学閥対立(旧札幌師範と函館師範)を背景に学閥勢力との連合による反主流派の形成という脆さがあった。
- (43) 佐藤健 前掲論文 51頁。
- (44) 「民教協による占領軍教育政策の批判は、占領軍批判が自由でないという事情も加わって、コア連(コア・カリキュラム連盟——引用者)批判という形をとった」(城丸章夫「戦後教育運動論」29頁 『季刊 教育運動研究』 第4号 1977年 あゆみ出版)といわれている。
- (45) 船山謙次「民間教育運動史」(城丸章夫・船山謙次編『講座現代民主主義教育 5 教育運動』 1969年 青木書店) 285頁。
- (46) 田中武雄「『明かるい学校・あかるい教育』の歴史的意義」(日本民間教育研究団体連絡会明かるい学校・あかるい教育復刻編集委員会『明かるい学校・あかるい教育 V』 1979年 教育史料出版会) 68頁。
- (47) 船山謙次 前掲論文 285頁。
- (48) 城丸章夫・田中武雄「戦争と教育」(城丸章夫・川合章編『講座日本の教育 2 民主教育の運動と遺産』 1975年 新日本出版社) 356頁。
- (49) 北海道、岩手、宮城、京都等。
- (50) 城丸章夫「戦後教育運動論」(前掲) 23頁。
- (51) 田中武雄 前掲論文 62頁。
- (51) 同前 72頁。
- (52) 北海道に民教協支部が函館以外に存在したか否か、機関誌の読者数等は不明であるが、あいだみのる(釧路・阿寒郡鶴居村茂雪裡小学校)の投稿が『あかるい教育』に2回掲載されている。
- (53) 田中武雄 前掲論文 72頁。

(本学講師・釧路分校)